



とちぎ材の家づくり支援事業の見直し内容について

1 事業内容の変更点

	変更前（令和3年度）	変更後（令和4年度）
①木材使用量	10m ³ 以上(10万円～)	5m ³ 以上(5万円～)
②延床面積	75m ² 以上	30m ² 以上
③施工者	県内業者のみ	県内外問わず
④優先採択（追加項目）		県内業者の施工

変更内容の詳細

① 木材使用量について(新築)
表のとおり、「5m³以上10m³未満:5万円」
が新たに追加されました

② 延床面積について(新築)
延床面積の最低面積が
75m²から30m²に変更されました

③ 施工者について(新築・増改築)
住宅を建設する施工者について、従来の
県内業者に加え県外業者も対象になりました

④ 優先採択について(新築・増改築)
優先採択の項目に「県内に主たる営業所(本店)を有する建築業者による施工」
が新たに追加されました。

表

県産出材使用量	補助金額
40m ³ 以上	40万円
35m ³ 以上40m ³ 未満	35万円
30m ³ 以上35m ³ 未満	30万円
25m ³ 以上30m ³ 未満	25万円
20m ³ 以上25m ³ 未満	20万円
15m ³ 以上20m ³ 未満	15万円
10m ³ 以上15m ³ 未満	10万円
5m ³ 以上10m ³ 未満	5万円

※優先採択とは

各期において、予定戸数を超過した場合には、木材使用量の多い順に採択をします。

ただし、以下の要件に合致する方は、木材使用量に関わらず、優先的に採択します。

①令和元年東日本台風（台風19号）の罹災証明書被交付者であること（新築、増改築）

②県内に主たる営業所（本店）を有する建築業者による施工（新築・増改築）【追加】

③梁・桁に4m³以上かつ、50%以上県産出材を使用すること（新築のみ）

④構造材に県産森林認証材又は県産JAS材を4m³以上使用すること（新築のみ）

⑤3世代が同居又は近居であること（新築、増改築）

問い合わせ先

栃木県環境森林部林業木材産業課 木材産業担当 ☎028-623-3277